

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊鹿追駐屯地
第 3 7 4 会計隊鹿追派遣長 早 坂 勝 之

次のとおり一般競争入札（売払）を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 品名等
廃タイヤ 内訳書のとおり
- (2) 搬出場所
陸上自衛隊鹿追駐屯地
- (3) 搬出期限
代金納付の日から 5 日以内（但し令和 8 年 1 0 月 2 日（金）まで）
なお、官側の調査確認、調査決定後官側と日程調整のうえ搬出すること。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 別紙第 1 「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 全省庁統一資格申請において「物品の買受け」の「C」以上の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者であること。（資格審査結果通知書の写しを入札時に必ず提出すること。）

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊鹿追駐屯地 第 3 7 4 会計隊鹿追派遣隊

4 適用する契約条項

- (1) 契約条項
駐屯地用標準契約書「不用物品売払契約条項」
- (2) 特約条項
ア 駐屯地用標準契約書「談合等の不正行為に関する特約条項」
イ 駐屯地用標準契約書「暴力団排除に関する特約条項」

5 入札（現場）説明会の場所及び日時

実施しない。但し、令和 8 年 8 月 2 0 日（木）～令和 8 年 8 月 2 6 日（水）の間に現場確認の場を設定するので、第 1 1 項第 8 号に示す問い合わせ先と調整を実施し、現場確認をすること。なお、現場確認の日程調整は現場確認希望日の少なくとも 2 日前までには連絡をすること。また、現場確認をしなかった事によって生じる不利益及び問題は、買受人の負担・責任として了承のうえ入札に参加すること。

6 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所
陸上自衛隊鹿追駐屯地 幹部食堂

(2) 日 時

令和8年8月28日（金）10時00分

7 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金

免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）

(2) 契約保証金

免除（但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者による入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者(委任された者も含む。)の氏名及び押印された印影が判断し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (5) 電話・電報・FAX及びメールによる入札
- (6) 誓約した「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 入札書に暴力団排除に関する誓約事項に誓約する旨の記載がない入札書(入札及び契約心得参照)
- (8) 入札書の内訳書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合

9 落札決定方式

- (1) 総額が当隊所定の予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。但し、落札者となるべき最高額入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

10 契約書の作成

落札後、契約書は作成する。

11 その他

- (1) 再度入札の必要が生じた場合
直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は、官側が指定する日時に執行する。
- (2) 郵便入札
件名を記入した封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書（写）を「廃タイヤ 入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて令和8年8月27日（木）17時00分までに第374会計隊鹿追派遣隊に必着させること。この際、第11項第8号に示す担当者に電話にて到着の確認を行うこと。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 入札者は次の文面を入札書下部等余白に記載するものとする。「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」
- (5) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (6) 契約業者は輸送時に保管等に際し、紛失防止に万全を期すること。
- (7) 契約業者が契約物品を廃棄する場合には、環境保全に関する法律に基づき実施するものとし一切の責任は契約業者の責によるものとする。

- (8) 入札に関する事項の問合わせ先
北海道河東郡鹿追町笹川北12線10番地
陸上自衛隊鹿追駐屯地第374会計隊鹿追派遣隊（担当：佐々木）
TEL 0156-66-2211（内347）
FAX 0156-66-2212（直通）

- (9) 現場確認に関する事項の問合わせ先
北海道河東郡鹿追町笹川北12線10番地
陸上自衛隊鹿追駐屯地業務隊補給科（担当：八木）
TEL 0156-66-2211（内382）

12 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所
帯広、鹿追の各駐屯地会計隊、鹿追町商工会、帯広商工会議所HP
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- (2) 掲示期間
令和8年8月6日～令和8年8月28日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第 2 号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和 27 年法律第 172 号）第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (1) 又は (2) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

品 目 一 覽

[illegible]

内 訳 書

No.	品 名	規 格	数量	単位	備考
1	廃タイヤ	(夏) 215/85R18	23	PC	整備工場集積場
2	廃タイヤ	(冬) 215/85R18	27	PC	駐屯地置場×5 整備工場集積場×6 臨時集積場×16
3	廃タイヤ	(夏) 37×12.50 R17.5	19	PC	整備工場集積場
4	廃タイヤ	(冬) 37×12.50 R17.5	20	PC	整備工場集積場×10 臨時集積場×10
5	廃タイヤ	(夏) 12R 22.5 14P.R	27	PC	整備工場集積場
6	廃タイヤ	(冬) 12R 22.5 14P.R	23	PC	整備工場集積場×16 臨時集積場×7
7	廃タイヤ	(夏) 11.00 R20 14P.R	9	PC	整備工場集積場
8	廃タイヤ	(冬) 11.00 R20 14P.R	1	PC	臨時集積場
9	廃タイヤ	(夏) 275/70 R22.5	4	PC	整備工場集積場
10	廃タイヤ	(冬) 275/70 R22.5	14	PC	臨時集積場
11	廃タイヤ	5.50 R14 8P.R	10	PC	整備工場集積場
12	廃タイヤ	(夏) 11.00 R20 16P.R COMBAT	20	PC	整備工場集積場
13	廃タイヤ	(冬) 11.00 R20 16P.R COMBAT	6	PC	整備工場集積場
14	廃タイヤ	(冬) 11.00 R20 16P.R	28	PC	臨時集積場
15	廃タイヤ	(冬) 155/65R13	2	PC	臨時集積場
16	廃タイヤ	(冬) 195/60R-16	4	PC	駐屯地置場
17	廃タイヤ	(冬) 11.00 R20 16PR	2	PC	駐屯地置場
18	廃タイヤ	(冬) 11.00 R20 14PR	50	PC	駐屯地置場

4

1 駐屯地集積所
61本

鹿追駐屯地見取図

2 臨時集積所
78本

3 整備工場 150本

至然別

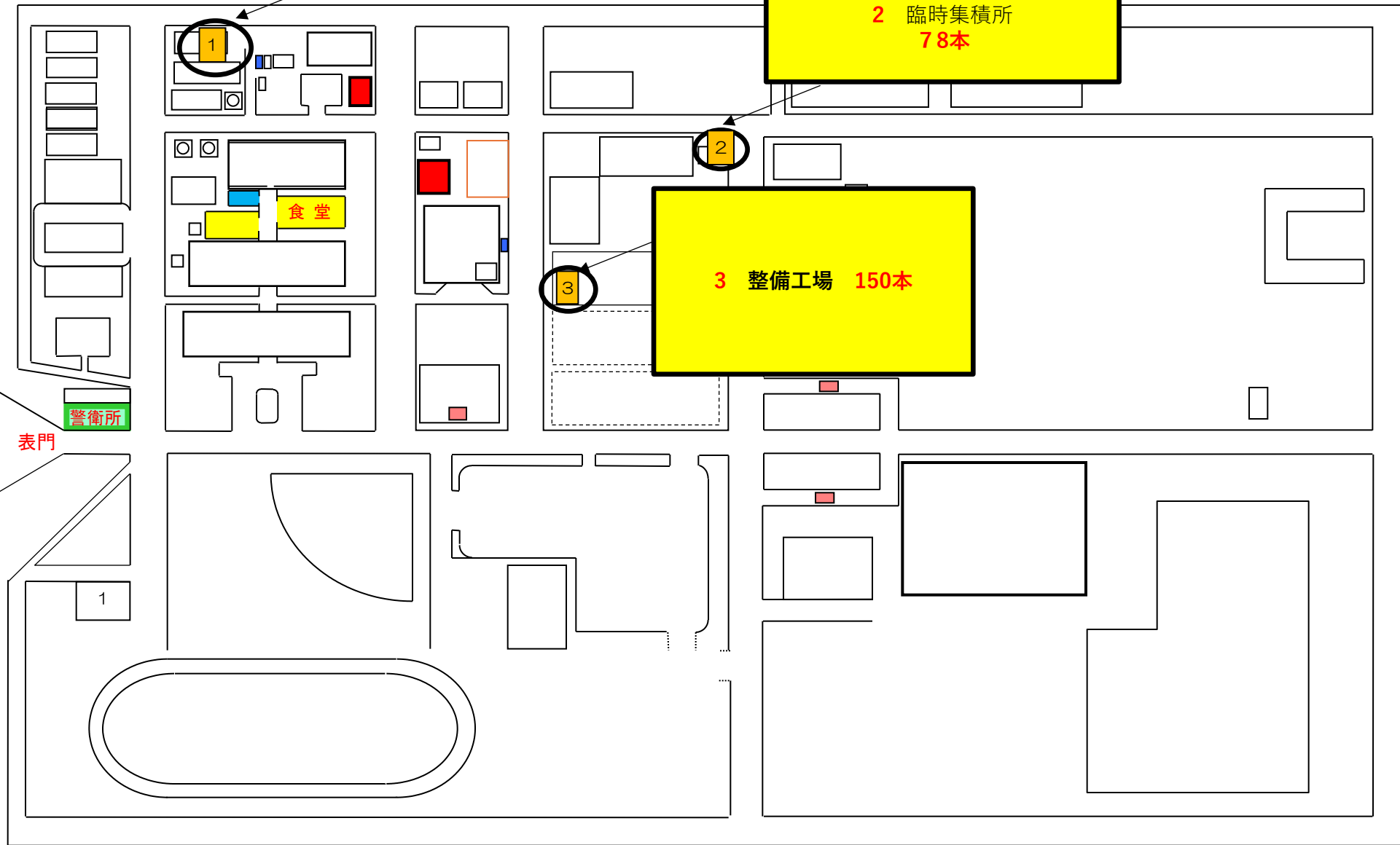
R274

至帯広

表門

警衛所

1



市場価格調査依頼書

お世話になっております。
下記のとおり価格調査を依頼します。
税抜での記載をお願いいたします。

会社名

提出希望日時：令和8年8月27日 1200時

番号	品名	規格	数量	単位	単価	金額
1	廃タイヤ	別紙内訳書のとおり	1	ST		
2		以下余白				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
	合計					

ご不明な点がございましたら下記連絡先にご連絡ください。

〒081-0204
河東郡鹿追町笹川北12線10番地
陸上自衛隊鹿追駐屯地
第374会計鹿追派遣隊 担当：佐々木

TEL：0156-66-2211（内線347）
FAX：0156-66-2212

内 訳 書

No.	品 名	規 格	数量	単位	備考
1	廃タイヤ	(夏) 215/85R18	23	PC	整備工場集積場
2	廃タイヤ	(冬) 215/85R18	27	PC	駐屯地置場×5 整備工場集積場×6 臨時集積場×16
3	廃タイヤ	(夏) 37×12.50 R17.5	19	PC	整備工場集積場
4	廃タイヤ	(冬) 37×12.50 R17.5	20	PC	整備工場集積場×10 臨時集積場×10
5	廃タイヤ	(夏) 12R 22.5 14P.R	27	PC	整備工場集積場
6	廃タイヤ	(冬) 12R 22.5 14P.R	23	PC	整備工場集積場×16 臨時集積場×7
7	廃タイヤ	(夏) 11.00 R20 14P.R	9	PC	整備工場集積場
8	廃タイヤ	(冬) 11.00 R20 14P.R	1	PC	臨時集積場
9	廃タイヤ	(夏) 275/70 R22.5	4	PC	整備工場集積場
10	廃タイヤ	(冬) 275/70 R22.5	14	PC	臨時集積場
11	廃タイヤ	5.50 R14 8P.R	10	PC	整備工場集積場
12	廃タイヤ	(夏) 11.00 R20 16P.R COMBAT	20	PC	整備工場集積場
13	廃タイヤ	(冬) 11.00 R20 16P.R COMBAT	6	PC	整備工場集積場
14	廃タイヤ	(冬) 11.00 R20 16P.R	28	PC	臨時集積場
15	廃タイヤ	(冬) 155/65R13	2	PC	臨時集積場
16	廃タイヤ	(冬) 195/60R-16	4	PC	駐屯地置場
17	廃タイヤ	(冬) 11.00 R20 16PR	2	PC	駐屯地置場
18	廃タイヤ	(冬) 11.00 R20 14PR	50	PC	駐屯地置場